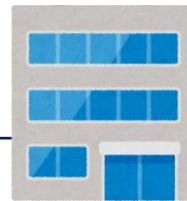


企業誘致制度のご案内

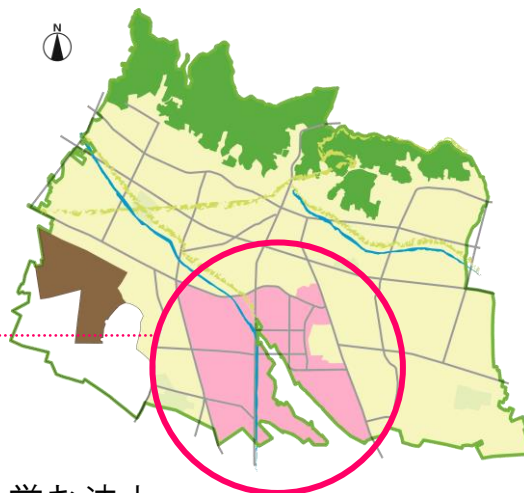


～企業の立地を促進するため奨励金を交付します～

武蔵村山市では、市内への企業の立地を促進するため、対象となる企業やその企業に対して建物（新築に限る）を賃貸する方に対して奨励金を交付します。奨励金の内容は様々で、新設だけではなく既存企業の増設に対しても交付されますので、この機会にぜひご検討ください。

対象となる地域

武蔵村山市内の工業地域



奨励金の対象者

企業

営利の目的をもって事業を営む法人

企業誘致協力者

市の指定を受けた企業に対し建物を賃貸する方

※一定の要件（裏面参照）を満たし、あらかじめ市の指定を受ける必要があります。

奨励措置の内容

企業に対する奨励措置

企業誘致奨励金：固定資産税及び都市計画税の額の範囲内において、3年間で最大6,000万円を交付します(表2及び表3参照)。

雇用促進奨励金：市民を新たに常用雇用者として1年以上雇用した場合、最大100万円を交付します(表4参照)。

市内事業者活用奨励金：市内にある工事請負業者（下請を含む）を活用して事業所を新設又は増設した場合、最大200万円を交付します(表5参照)。

企業誘致協力者に対する奨励措置

企業誘致協力奨励金：賃貸した建物に係る固定資産税及び都市計画税の額の範囲内において、3年間で最大1,000万円を交付します(表6参照)。

指定を受けるための要件

■ 企業の場合 ■■■

- ・ 工業地域内に事業所の新設又は増設をすること。
- ・ 事業の業種が表1であること。
- ・ 表2又は表3の要件1のどちらかを満たし、さらに要件2を満たすこと。
- ・ 事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講ずること。
- ・ 事業所の立地に伴い適用を受ける法令等に適合していること。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ・ 地方税法第1条第1項第9号に規定する特別徴収を行うこと。
- ・ 暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体でないこと又は企業の役員が暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

■ 企業誘致協力者の場合 ■■■

- ・ 平成24年12月28日以降に、工業地域内に新たに建設された事業用建物を所有し、市の指定を受けた企業にこれを賃貸すること。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体でないこと又は企業の役員（建物の所有者が個人の場合はその方）が暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

指定申請の期限

■ 企業の場合 ■■■

事業用建物の工事請負契約日、売買契約日、賃貸借契約日又はこれらに準ずる日（この中で最も遅い日）から180日以内（企業が事業用建物を所有する場合は、1年以内）となります。

■ 企業誘致協力者の場合 ■■■

事業用建物の賃貸借契約日又はこれらに準ずる日（この中で最も遅い日）から180日以内となります。



奨励金の交付申請

指定を受けた企業又は企業誘致協力者が奨励金の交付を受けるためには、交付申請を行う必要があります。奨励金ごとの交付申請の期限は表7のとおりです。

指定又は交付決定の取消

指定を受けた企業又は企業誘致協力者が次のいずれかに該当するときは、指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことがあります。

また、奨励金の交付の決定を取り消した場合で既に奨励金の交付を受けているときは、奨励金の返還を命ずることがありますのでご注意ください。

■ 指定企業、指定企業誘致協力者共通 ■■■■

- ・偽りその他不正の手段により指定企業等の指定又は奨励金の交付を決定を受けたとき。

■ 指定企業 ■■■■

- ・指定に係る事業所の操業を開始した日から6年以内に事業を廃止し、休止し、若しくは事業所を移転したとき。
- ・指定を受けるための要件を欠くに至ったとき。

■ 指定企業誘致協力者 ■■■■

- ・奨励金の交付の決定を受ける前に指定を受けるための要件を欠くに至ったとき。

問合せ先 ▶▶

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

電話 042-565-1111 内線225・227

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/yuuchi/1002362.html>



表 1

指定を受けることができる事業の業種

日本標準産業分類	業 種
大分類A	農業（植物工場に限る。）
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業、郵便業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類R	その他の業種（自動車整備業、機械等修理業に限る。）
その他	その他市長が適当であると認める業種

表 2

企業誘致奨励金（事業所の新設の場合）

事業用地	事業用建物	償却資産	事業所の規模			企業誘致奨励金の内容
			要件1		要件2	
			事業用地 面積	投下固定 資産額	常用 雇用者数	
●	●	● 又は ▲	500 m ² 以上	6,000 万円 以上	10 人以上	【対 象】 土地、建物、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の全額 【3 年間の上限額】 6,000 万円
●	▲	● 又は ▲	500 m ² 以上	4,000 万円 以上	10 人以上	【対 象】 土地、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の3分の2 【3 年間の上限額】 2,400 万円
▲	●	● 又は ▲	500 m ² 以上	2,000 万円 以上	10 人以上	【対 象】 建物、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の3分の2 【3 年間の上限額】 2,000 万円
▲	▲	●	500 m ² 以上	1,000 万円 以上	10 人以上	【対 象】 償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の2分の1 【3 年間の上限額】 250 万円

備考1 ●は取得、▲は賃借を表しています。

2 事業所の規模は、要件1のいずれかを満たしかつ要件2を満たす必要があります。

3 投下固定資産額とは、事業用地、事業用建物及び償却資産の取得合計額をいいます。

表 3

企業誘致奨励金（事業所の増設の場合）

事業用地	事業用建物	償却資産	事業所の規模			企業誘致奨励金の内容
			要件 1		要件 2	
			延べ床面積	投下固定資産額	常用雇用者数	
●	●	● 又は ▲	200 m ² 以上	1,600 万円 以上	5 人以上	【対 象】 土地、建物、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の全額 【3 年間の上限額】 3,000 万円
●	▲	● 又は ▲	200 m ² 以上	1,600 万円 以上	5 人以上	【対 象】 土地、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の 3 分の 2 【3 年間の上限額】 1,200 万円
▲	●	● 又は ▲	200 m ² 以上	1,600 万円 以上	5 人以上	【対 象】 建物、償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の 3 分の 2 【3 年間の上限額】 1,000 万円
▲	▲	●	200 m ² 以上	500 万円 以上	5 人以上	【対 象】 償却資産 【期 間】 3 年間 【奨励金】 固定資産税、都市計画税相当額の 2 分の 1 【3 年間の上限額】 150 万円

備考 1 ●は取得、▲は賃借を表しています。

2 事業所の規模は、要件 1 のいずれかを満たしかつ要件 2 を満たす必要があります。

3 投下固定資産額とは、事業用地、事業用建物及び償却資産の取得合計額をいいます。

表 4

雇用促進奨励金

区 分	要 件	雇用促進奨励金
事業所の新設	指定の日から操業開始日以後 1 月を経過する日までの間に常用雇用者として市民を新たに雇用（雇用期間が操業開始日以後 1 年以上あるものに限る）した場合	【奨励金】 1 人につき 5 万円 【上限額】 100 万円
事業所の増設	指定の日から増設事業所の使用開始日以後 1 月を経過する日までの間に常用雇用者として市民を新たに雇用（雇用期間が使用開始日以後 1 年以上あるものに限る）した場合	【奨励金】 1 人につき 5 万円 【上限額】 100 万円

表 5

市内事業者活用奨励金

要件	市内事業者活用奨励金
指定を受けた企業が事業所を建設（増設）する場合に、市内工事請負業者と工事請負契約を締結した場合	<p>【奨励金】 市内工事請負業者の請負金額（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額は除く）の100分の1</p> <p>【上限額】 200万円</p>
指定を受けた企業が事業所を建設（増設）する場合に、元請業者が市外の場合で、市内一次下請業者の工事請負金額が全体の工事請負金額の2割以上の場合	<p>【奨励金】 市内一次下請業者の請負金額（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額は除く）の合算額の100分の1</p> <p>【上限額】 200万円</p>

表 6

企業誘致協力奨励金

要件	企業誘致協力奨励金
平成24年12月28日以後、新たに工業地域内に建設された事業用建物を所有し、これを指定を受けた企業に対して賃貸する場合	<p>【対象】 建物（土地も所有する場合は土地及び建物）</p> <p>【期間】 3年間</p> <p>【奨励金】 固定資産税及び都市計画税相当額の6分の1</p> <p>【3年間の上限額】 1,000万円</p>

表 7

各交付金の交付申請等の期限

奨励金の名称	交付申請の期限	交付請求の期限
企業誘致奨励金	操業を開始した日（増設の場合は増設をした事業所の使用を開始した日）の属する年の翌々年の5月1日から90日以内（申請は年度ごとに行う。）	交付決定通知を受け取った日から30日以内
雇用促進奨励金	操業を開始した日（増設の場合は増設をした事業所の使用を開始した日）以後1年1月を経過した日から90日以内	交付決定通知を受け取った日から30日以内
市内事業者活用奨励金	企業誘致奨励金の初年度の交付申請と同時	交付決定通知を受け取った日から30日以内
企業誘致協力奨励金	指定を受けた事業所へ事業用建物を賃貸した日の属する年の翌々年の5月1日から90日以内（申請は年度ごとに行う。）	交付決定通知を受け取った日から30日以内